

川崎市公立保育所紙おむつ等定額利用サービス 提供事業者 募集要領

I 事業概要

1 事業名

川崎市公立保育所紙おむつ等定額利用サービス（以下、「本サービス」という。）提供事業

2 事業の目的

現在、本市の公立保育所では、園児が保育所内で使用する紙おむつ及びおしり拭き（以下、「紙おむつ等」という。）を保護者自身で持参しています。

今回、本事業により、紙おむつ持参による保護者の負担軽減、保育所職員の業務効率化に加えて、公立保育所における災害時の紙おむつ・おしりふきの在庫確保を目的として、全公立保育所21園において本サービスを導入します。

3 実施場所

川崎市公立保育所 全21園（別紙1 公立保育所一覧に記載のとおり）

4 実施期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（36か月）

（無料トライアル期間を含む。）

5 本事業の概要

川崎市公立保育所紙おむつ等定額利用サービス提供事業者（以下、「提供事業者」という。）は、本事業において、公立保育所在園児の保護者のうち希望者に対し、提供事業者との直接契約に基づき、対象となる園児が利用する紙おむつ等を本市の公立保育所に提供するものとします。

本事業において、本市及び各公立保育所は、契約当事者となることはなく、料金徴収や契約・解約等の契約関係業務には一切関与しません。各公立保育所は、提供事業者が作成する名簿に基づき、提供事業者が各公立保育所に納品する紙おむつ等を対象園児の利用に供します。

6 本サービスの提供に伴う条件について

（1）紙おむつ等の製品について

- ・紙おむつ等は、市内の商店において一般的に流通している製品とし、特定の商店で独占的に取り扱うは不可とします。
- ・紙おむつは、利用児童の年齢や体格に対応できるよう、適切なサイズ・タイプ（テープ・パンツ）を取り扱うこととし、同サイズ・同タイプに対して1製品のみを提供すること。（異なるサイズ、異なるタイプに対して別の製品を提供することは可とします。）
- ・おしりふきは、1製品を提供すること。

（2）利用料金、契約について

- ・提供事業者と保護者の直接契約とし、本市（各公立保育所）は料金徴収、滞納整理、契約・解約等に関与しません。
- ・提供事業者は、利用者に対して相談窓口を設け、本サービスに伴う苦情、要望には提供事業者が直接誠実に対応するものとします。提供される紙おむつ等の使用に伴う苦情（紙おむつによる肌荒れ等）についても同様とします。
- ・本市と提供事業者の間で締結する協定書に基づき利用料金を月額・定額制で定めます。紙おむつ等の使用枚数に上制を設けず、紙おむつのサイズに応じた料金設定も行わないこととします。ただし、トイレトレーニングに対応した通常よりも安価なプランを別途設けることは可とします。
- ・口座振替のほか、クレジットカード等のキャッシュレス決済に対応することとします。
- ・契約期間の最小単位は1か月とします。保護者は、「4 実施期間」内の任意の月に加入・解約できるものとし、利用期間の最低基準は設けないこととします。

- ・「4 実施期間」の最初に、最低1か月間の無料トライアル期間を設け、利用料金を免除してください。無料トライアル期間中に解約した保護者に利用料金を課すことは認められません。

(3) 納品体制・衛生管理

- ・紙おむつ等は、製品の製造業者又は提供事業者自身が管理する倉庫から直接出荷してください。
- ・不良品については、各公立保育所からの申出に基づき、適切に対応してください。
- ・新品かつ未使用品を納品することとし、開封品の納品は認められません。

(4) サポート体制

- ・システムの操作方法や製品について、各公立保育所からの問い合わせに対応する窓口を設けてください。
- ・サービス開始時に加え、「4 実施期間」内の入園希望者等に配布するチラシ・パンフレット等について、各公立保育所からの要望により、必要数を各公立保育所に直接提供してください。

(5) 利用者管理等

- ・提供事業者は、翌月の利用者名簿に係る更新日をあらかじめ明確にし、最新の利用者名簿を各公立保育所に提供すること。入所・退所による場合を除き、原則として月途中で利用者名簿の変更を生じないこと。
- ・利用者が減少した場合においても、各公立保育所に1名以上利用者がいる場合には、変わらずサービスを提供すること。提供事業者も利用勧奨に努めること。
- ・個人情報の管理は適切に行い、個人情報等の漏洩が生じた場合には、対象者、漏洩した可能性のある情報の内容、利用者に想定される影響を速やかに該当する各公立保育所及びこども未来局保育・子育て推進部に報告するとともに、改善策を講じ、原因及び改善策を1か月以内に報告すること。1か月以内に原因の特定または改善策を講じることができない場合は、その時点までに判明している情報を1か月以内に報告するとともに、原因の特定及び抜本的改善策の実施が完了するまでの間、毎月報告を行うこと。

(6) 災害時の協力

本協定に基づき各公立保育所に提供される紙おむつ等は、園児に使用されるまで、提供事業者の所有物であるが、本市に災害警戒本部または災害対策本部が設置された場合において、本市が提供事業者に要請したときは、その時点で各公立保育所が保管する未使用の紙おむつ等は本市の判断により本サービスの利用に関わらず、在園児に使用できることとします。

この場合において、保管している紙おむつ等の精算方法については、提供事業者が提出した企画提案書に基づくこととします。

II 参加申込・選定手続き

1 参加資格要件

次の各号をすべて満たす事業者は、本件募集への参加申込が可能です。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 参加申込期日の時点で、川崎市「令和5・6年度 川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種名「薬品」・種目名「衛生材料」に登載されていること。
- (3) 参加申込期日から提供事業者決定までの間のいずれの日においても、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 参加申込期日の時点で、1以上の自治体の公立保育所において紙おむつ等定額利用サービスの提供事業者であること。

2 参加申込書の提出

この事業への参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出してください。なお、提出方法は持参または郵送によることとします。

(1) 提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎15階

こども未来局保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当

電 話 044-200-2660

(2) 提出期間

令和6年10月9日（水）から10月18日（金）まで（土日祝日を除きます。）

各日午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで受け付けます。

なお、郵送による提出の場合も10月18日（金）午後5時までに必着とします。また、郵便事故等を考慮し、郵送により提出する場合は、電子メールまたは電話により御連絡ください。

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 他自治体の公立保育所における本サービスの提供を証する書類（協定書の写し等）

なお、参加申込者が一般に頒布している広報物（チラシ、パンフレット等）がある場合は、添付してください。

3 参加資格確認通知書の交付

前項により参加申込書の提出があったものに対し、市は参加資格を確認し、令和6年10月25日（金）までに資格確認結果通知書を交付します。なお、川崎市「令和5・6年度 川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に電子メールを掲載している場合は、資格確認結果通知書を電子メールにより交付します。

4 参加者からの質問の受付及び回答方法

前項により参加資格が確認された参加者は、次により仕様等に関して質問が可能です。

(1) 質問方法

提案に関する条件や仕様について疑義がある場合は、質問書（様式2）により次のメールアドレス宛て電子メールにより提出してください。なお、電話による質問は原則受け付けていません。

電子メール：45suisin@city.kawasaki.jp

(2) 受付期限

令和6年10月31日（木）午後5時まで（必着）

(3) 質問に対する回答

質問書の提出がなかった参加者を含めて、全参加者に、原則として電子メールにより同一の回答書を送付します。なお、評価基準に関する質問や要望については、回答を差し控えます。また、質問への回答内容は、本募集要領と一体として効力を有するものとします。

5 提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた参加者は、次の書類の提出してください。

	様式名	
(1)	川崎市公立保育所紙おむつ等定額利用サービス 提供概要	様式3
(2)	川崎市公立保育所紙おむつ等定額利用サービス 企画提案書	様式任意

※提出書類の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

※企画提案に使用する言語は、原則として日本語とします。

※企画提案に使用する通貨は、原則として円とします。

(2) 企画提案書の内容

参加者が提供するサービスの内容や特色、業務履行体制、紙おむつやおしりふきの提供以外の付加的な独自サービス等について、「I 6 本サービスの提供に伴う条件について」に定める条件や評価基準を踏まえて、評価・採点できるよう明確に記載してください。

(3) 提出方法

PDF化したデータを下記提出先に電子メールにより提出してください。

なお、提出期限後は、書類の差替え、変更又は追加は原則認めません。

ア 提出先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市こども未来局保育・子育て推進部（川崎市役所本庁舎15階）
電子メール：45suisin@city.kawasaki.jp

イ 提出期間

令和6年11月11日（月）から11月22日（金）午後5時まで（必着）

（4）提出書類の取扱

ア 提出書類は返却しません。

イ 提出書類は、提供事業者の選定以外には使用しません。

ウ 提出書類は、本市が保有する公文書に当たるため、「川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）」等関連規定に基づき公開することがあります。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式による評価を行います。

川崎市こども未来局内に設ける「川崎市公立保育所紙おむつ定額利用サービス提供事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提案書等を基に、提案説明を行っていただき、選考委員会の評価結果に基づいて次により提供事業者を選定します。

（1）各委員の評価点の合計が最も高い参加者を提供事業者として選定します。

（2）各委員の評価点の合計が最も高い参加者が複数いた場合は、利用料金月額が最も安い事業者を提供事業者として選定します。利用料金月額も同額であった場合は、該当参加者によるくじ引きで提供事業者を選定します。

7 評価項目・評価基準

別紙2「主な評価項目・着眼点について」参照

8 選考委員会の開催（プレゼンテーション）

選考委員会の開催は令和6年12月25日（水）を予定していますが、詳細日時、開催場所については別途通知します。

（1）提案方法等

ア 参加者は、事前に提出した書類に基づき提案説明を15分程度で行い、その後、ヒアリングを15分程度行います。

イ プロジェクター（パワーポイント等）を使用できます。HDMI端子により接続可能なプロジェクターを準備しますので、各自接続可能なパソコンを当日持参してください。

ウ プロジェクター及びスクリーンは市で用意します。

（2）結果の通知

結果は、文書によりすべての参加者に郵送で通知します（令和6年12月下旬を予定）。

9 業務委託先の決定及び契約の締結

（1）選定結果通知後、選定された事業者と市で詳細を協議し、協議が成立した場合には、当該事業に係る協定書を締結します。

（2）選定された事業者の提案内容は、「4（3）質問に対する回答」の内容と合わせ、協定の内容の一部を成すものとします。

10 失格事由

次の事由に該当するときは、失格となる場合があります。

（1）提出書類が受付期限内にすべて提出されない場合

（2）提出書類の内容に虚偽の記載があった場合

（3）書類の提出後に本募集要領「Ⅱ-1 参加資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合

（4）本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

- (5) その他、選定に関する不正行為があった場合

1.1 スケジュール

選定の流れは次のとおりです。期日までに必要書類を提出してください。

(1)	参加意向申出書の受付期間	10月9日(水)～10月18日(金)
(2)	提案資格確認結果通知書の通知	10月25日(金)までに通知
(3)	質問の受付期間	10月28日(月)～31日(木)
(4)	質問の回答	11月8日(金)までに全参加者に通知
(5)	提案書等の受付期間	11月11日(月)～11月22日(金)
(6)	選考委員会(プレゼンテーション)	12月25日(水)
(7)	結果の通知	12月下旬

1.2 留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出並びに選考委員会への出席に係る一切の費用は、参加者の負担となります。
- (2) 提出された企画提案書は、企画提案の評価・選定にのみ使用します。

Ⅲ その他

1 問合せ及び書類の提出先

川崎市こども未来局保育・子育て推進部 川崎市役所本庁舎15階
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話：044-200-2660 電子メール：45suisin@city.kawasaki.jp

2 募集要領の添付様式

	様式名	様式番号
(1)	参加意向申出書	様式1
(2)	質問書	様式2
(3)	紙おむつ等定額利用サービス 提供概要書	様式3

公立保育所一覧

園 名	住 所	電話 (※FAX)
川崎区(3箇所・3園 定員計370名)		
大 島	大島 4-17-2	222-7252
東 小 田	小田 5-14-1	355-6620
藤 崎	藤崎1-7-1	211-1306
幸区(3箇所・3園 定員計430名)		
古 川	古川町120	522-6301
河 原 町	河原町 1	522-6650
夢見ヶ崎	南加瀬 3-4-8	588-4130
中原区(3箇所・3園 定員計345名)		
中 丸 子	中丸子 1155	411-5559
中 原	小杉陣屋町2-3-1	733-3835
下小田中	下小田中 4-4-17	788-5890
高津区(3箇所・3園 定員計330名)		
蟹ヶ谷	蟹ヶ谷 339	751-9040
津 田 山	下作延 5-1-10	888-5291
梶ヶ谷	梶ヶ谷 5-8-2	865-0355

園 名	住 所	電話 (※FAX)
宮前区(3箇所・3園 定員計360名)		
菅 生	初山 1-23-15	977-9320
中 有 馬	有馬 3-2-10	854-0425
土 橋	土橋 2-14-1	855-2877
多摩区(3箇所・3園 定員計310名)		
生 田	西生田 3-15-10	966-2502
菅	菅 1-5-24	945-5109
土 淵	生田2-14-5	933-8942
麻生区(3箇所・3園 定員計300名)		
上 麻 生	上麻生 7-2-35	988-8520
高 石	高石 1-14-15	954-5355
白 山	白山 4-2-1	987-7722

主な評価項目・着眼点について

	記載事項	評価の着眼点	配点
1	サービス内容		
	提供する紙おむつ及びおしりふきの製品や、併せて提供可能な他のサービスについて記載してください。	・紙おむつ及びおしりふきは、広く認知されているブランドであり、保護者が安心して利用できるものであるか。 ・本サービスのほかにも、保護者の負担軽減に向けた効果的な提案がなされているか。	15
2	発注・納品等		
	紙おむつ等の発注手続き、配送・納品方法、突然の在庫不足への対応等について、記載してください。他都市の公立保育所における導入実績について記載してください。	・紙おむつ等の発注処理は、申込者数を踏まえた推奨発注量の表示など、保育所の負担軽減を踏まえて提案されているか。 ・安定的かつ迅速に納品できる物流体制が構築されているか。在庫払底時の緊急的対応が提案されているか。 ・他都市の公立保育所において、豊富な受注実績を有するか。	20
3	利用料金・契約・解約について		
	利用者への提供価格について記載してください。また、利用・解約手続きや、加入状況の保育所への共有方法について記載してください。	・保護者から見て抵抗感が少ないと想定される適切な提供価格を提案しているか。 ・十分な無料トライアル期間が設定されるなど、加入率の向上に配慮した提案がなされているか。 ・保護者による新規利用・解約申込は、時間帯や支払方法等が柔軟で、保護者に十分に配慮された提案となっているか。 ・スマートフォン等の情報機器を利用しない保護者にも配慮されているか。	40
4	災害時の協力体制		
	災害が発生した場合における保育所への協力体制について記載してください。また、物流体制の災害強靱性について記載してください。	・災害が発生した時点で納品済の紙おむつ等の取り扱いについて、保育所の運用に配慮した提案がされているか。 ・災害発生時等、物流環境がひっ迫した場合への備えがなされているか。	15
5	提供事業者の社会貢献等の取り組み		
	事業者としての男女共同参画推進、障害者就労推進、SDGs推進等の取り組みについて記載してください。	・障害者雇用促進法に基づく法定雇用率等を達成しているか。 ・次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）、または「かわさき☆えるぼし」認証制度に基づく認定（かわさき☆えるぼし）のいずれかを得ていること。 ・川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」に基づくパートナー又はゴールドパートナーに登録されていること。	10
合計点			100